

**令和2年度第1回民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会**

**議事録**

日時：令和2年12月23日（水）10:00～12:00

場所：オンライン会議

**【議題】**

1. OECMとは
2. 生物多様性の保全に資するような民間等による保全の例
3. 今後の検討の進め方

**【資料】**

議事次第

出席者名簿

資料1 検討会設置趣旨

資料2 OECMについて

資料3 生物多様性の保全に資するような民間等による保全の例

　　資料3-1 事例紹介（道家 勉強会委員）

　　資料3-2 事例紹介（葉山 勉強会委員）

　　資料3-3 事例紹介（三橋 勉強会委員）

　　資料3-4 事例紹介（関 勉強会委員）

　　資料3-5 事例紹介（住友林業株式会社）

　　資料3-6 事例紹介（西廣 勉強会委員）

資料4 今後の検討の進め方

参考資料1 自然環境保全基本方針（令和2年環境省告示第29号）

## 【出席者】

### ○委員

石井 実 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長  
一ノ瀬 友博 慶應義塾大学環境情報学部 教授  
佐藤 留美 特定非営利活動法人 Green Connection TOKYO 代表理事  
土屋 俊幸 東京農工大学 名誉教授  
広田 純一 特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 代表理事  
藤倉 克則 国立研究開発法人海洋研究開発機構 地球環境部門 海洋生物環境影響研究センター センター長  
渡辺 綱男 国連大学サステイナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーター

### ○オブザーバー（令和2年度OECM国内制度等検討業務 勉強会委員）

道家 哲平 國際自然保護連合日本委員会 事務局長  
西廣 淳 国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター 気候変動影響観測・監視研究室 室長  
葉山 政治 公益財団法人日本野鳥の会 常務理事  
原口 真 MS&AD インターリスク総研株式会社リスクマネジメント第三部 フェロー  
三橋 弘宗 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員／兵庫県立大学 講師

### ○関係省庁オブザーバー

文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省

### ○環境省

鳥居 敏男 環境省 自然環境局長  
大森 恵子 環境省 大臣官房審議官  
植田 明浩 環境省 自然環境局 自然環境計画課長  
羽井佐 幸宏 環境省 自然環境局 自然環境計画課 課長補佐  
山根 篤大 環境省 自然環境局 自然環境計画課 企画係長  
中澤 圭一 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室長

### ○事務局

いであ株式会社

## 【議事録】

- ・ 事務局・河野 それでは定刻となりましたので、ただいまより「令和2年度第1回民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会」を開催いたします。本日は年末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、いであ株式会社の河野と申します。よろしくお願ひします。まずお手元の資料を確認させていただきたいと思います。議事次第に記載の資料一覧につきまして不足の資料がございましたら、事務局にお知らせくださいませ。また初めに御説明させていただきますが、本検討会はWEB会議での開催になっており、委員の皆様はそれぞれの御所属等からオンラインにて御出席いただいております。傍聴者のお申し込みをいただいた皆様にもお聞きいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。また、事前に会議の進め方とルールの資料をお送りさせていただいているが、改めての説明は時間の関係で省略させていただきます。オンライン接続の皆様、オブザーバーの皆様は御質問等がございましたら挙手ボタンにてお知らせくださいますか。また、「よろしいでしょうか」と一言お声かけをくださいませ。傍聴の皆様は御発言いただくことはできませんので御了承くださいませ。続きまして、出席者を御紹介させていただきます。初めに、委員の皆様を御紹介させていただきます。事務局よりお名前をお呼びいたしますので一言御挨拶いただきたく存じます。初めに大阪府立大学名誉教授で、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長の石井実委員です。
- ・ 石井委員 おはようございます。大阪府立環境農林水産総合研究所理事長の石井でございます。とても長い研究所の名前なので、環農水研というふうにお呼びいただければと思います。本日はよろしくお願ひします。
- ・ 事務局・河野 続きまして、慶應義塾大学 環境情報学部教授の一ノ瀬友博委員です。
- ・ 一ノ瀬委員 おはようございます。慶應義塾大学の一ノ瀬です。今日はよろしくお願ひいたします。
- ・ 事務局・河野 続きまして、NPO法人 Green Connection TOKYO 代表理事の佐藤留美委員です。続きまして、東京農工大学名誉教授の土屋俊幸委員です。
- ・ 土屋委員 ただいま御紹介をいただきました、今年の3月に農工大の農学研究院を退職しまして名誉教授になりました土屋と申します。よろしくお願ひします。
- ・ 事務局・河野 続きまして国立研究開発法人 海洋研究開発機構地球環境部門 海洋生

物環境影響研究センター、センター長の藤倉克則委員です。

- ・ 藤倉委員 ありがとうございます。海洋研究開発機構 JAMSTEC の藤倉克則と申します。皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。
- ・ 事務局・河野 続きまして国連大学 サステイナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーターの渡辺綱男委員です。
- ・ 渡辺委員 皆さん、おはようございます。国連大学の渡辺です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- ・ 事務局・河野 なお、NPO 法人いわて地域づくり支援センター 代表理事で岩手大学農学部名誉教授の広田委員は後ほど御参加いただきます。また、株式会社日本政策投資銀行執行役員の竹ヶ原委員は御都合により御欠席となります。続いて事務局ですが、環境省 自然環境課から植田課長、羽井佐課長補佐、山根係長が御参加いただいております。
- ・ 環境省・羽井佐課長補佐 自然環境計画課課長補佐の羽井佐です。本日鳥居局長が今ちよっと WEB 接続で困難な状況にございまして、本来であれば冒頭の御挨拶を差し上げるところですが、委員の皆様の御紹介が先になり大変失礼いたしました。この後、鳥居局長より御挨拶を差し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。
- ・ 環境省・鳥居局長 鳥居です。なかなか接続がうまくいかなくて大変失礼しました。本日は暮れの差し迫った段階でこの検討会に御参集いただきまして、委員の皆様、本当にありがとうございます。今日は OECM、これは生物多様性条約の中でもいろいろ議論されております法に基づかないような民間の地域の生物多様性の保全、これが持続的な形で図られているようなところを生物多様性の保全に資するようにうまく運営していくこうというものですございます。我が国には今保護区の陸域の面積は約 20%を超えるぐらいまでいっていますけれども、恐らく次の COP15 では 30%という数字が出てくるのかと思います。いずれにせよ、やはり我が国の生物多様性保全上、法に基づく保護区だけでなく、民間の力も借りながら生物多様性の保全が図れる地域をネットワークとしてつないでいくということも非常に重要な視点だと思いますので、そのためにどういう方策が可能なのかということについて、今日御参集の先生方の御意見も承りながら、今後の方策を考えていきたいと思います。このオンラインでのいろいろやりにくい中、また限られた時間ではございますが、どうぞ忌憚のない御意見をいただければと思いますので、今日はよろしくお願ひいたします。
- ・ 事務局・河野 ありがとうございます。議事次第の 3 ページにございますように、環境

省関係課、関係省庁の皆様にも傍聴、オブザーバー参加いただいております。続きまして、事務局としましても OECM とは何かというところから勉強を始める必要がありましたことから、今年の 10 月から 6 名の委員からなる OECM 勉強会を設けて勉強を実施してきております。本日は OECM 勉強会の委員の皆様もオブザーバーとして御参加いただいております。本日の議題 2 におきまして、勉強会委員の皆様から保全の例について御紹介いただけすることになっております。続きまして、座長の選任に移らせていただきます。事務局からの推薦といたしまして、石井委員に座長をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

- ・ 事務局・河野 ありがとうございます。それでは石井委員に本検討会の座長をお願いしたく思います。よろしくお願ひ申し上げます。
- ・ 石井座長 進行役のつもりで気軽にやらせていただきます。どうぞ皆さんよろしくお願ひします。

## 1. OECM とは

- ・ 事務局・河野 それでは議事に移らせていただきますが、これからの進行は石井座長にお願いできればと存じます。石井座長、よろしくお願ひいたします。
- ・ 石井座長 承知しました。どうぞ皆さん、よろしくお願ひいたします。今日は実は重たい議題が多くて時間が長引く可能性もありますので、早速議事に入りたいと思います。最初の議題ですけれども、議題の 1 つ目「OECM とは」ということで、事務局のほうから御説明をお願いいたします。
- ・ 環境省・山根係長 環境省の自然環境計画課の山根と申します。本日はよろしくお願ひいたします。まず議事（1）の前に資料 1 というところで、本検討会の設置趣旨を御説明させていただきたいと思います。画面に資料を映しておりますが、それに沿って説明をさせていただきます。まず 2020 年 3 月に閣議決定されました自然環境保全基本方針において、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するための基本的な方向の展望として、国土に存在する多様な自然を体系的に保全するため、自然環境保全法を始めとする各種の関係制度を総合的に運用することとしています。具体的には、国土に存在する多様な自然について保全の方針を定めており、民間等の取組により保全が図られて

いる地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域（OECM: Other Effective area-based Conservation Measures）については、そうした民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靭な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進することとしています。

また、国際的には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」において、2050年までのビジョンとして「自然と共生する世界（Living in Harmony with Nature）」を実現することが掲げられており、その「目標11」では「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を保全するための達成手段のひとつとしてOECMが掲げられました。その後、2018年に開催された生物多様性条約COP14においてOECMの定義等が採択され、各国においてOECMに関する検討が進められています。また、本年8月に公表された「ポスト2020生物多様性枠組」の最新版ドラフトでは、「2030年までに、保護地域及びその他の効果的な地域をベースとした保全手段（OECM）の良好に連結された効果的なシステムを通じて、生物多様性にとって特に重要な地域を中心に地球の少なくとも30%を保護及び保全すること」とされています。

以上を踏まえ、これを具体的に検討することを目的として、「民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会」を設置していただきます。よろしくお願ひします。

- ・ 石井座長 山根係長、すみません。ちょっとシナリオを読み飛ばしました。まず御説明が検討会の設置趣旨ということでございました。失礼いたしました。この部分につきまして委員の皆様、御意見、御質問があつたらお願ひします。挙手につきましては、皆さんの参加者のリストの御自分の名前の横に手の形のボタンがあると思います。それを押していただくと私のほうも挙手されたことが分かるのでそれを使ってください。あるいはチャットを使ってもいいんですけども、とりあえずは挙手ボタンでお願いできますでしょうか。よろしいですか。私から1点ですけれども、最後のほうに下から3行目のところ、「地球の少なくとも30%」というのがあるんですけれども、これは地球表面の面積の30%という理解でよろしいでしょうか。
- ・ 環境省・山根係長 原案ではこのような書きぶりになっているということで、そのような理解でよいと思います。

- ・ 石井座長 分かりました。「地球の」という言い方がちょっとわかりにくいのでお聞きしました。でも結構大きいですね。地球表面の30%ですものね。委員の皆さん、ほかございますでしょうか。
- ・ 藤倉委員 理解を最初に深めるために、OECMの具体例を御紹介いただけますでしょうか。1つ、2つで結構です。
- ・ 石井座長 ありがとうございます。では事務局、お願ひします。
- ・ 事務局・いであ 資料2でも少し触れる予定しておりますが、国外の例といたしましては、例えばカナダは陸域ですと水源林といった地域とか、海域ですと漁業の禁猟区といったものがOECMとして登録されております。
- ・ 藤倉委員 ありがとうございます。
- ・ 石井座長 多分これは先のお話でだんだん深まっていく部分だと思います。私自身もその辺は一番聞きたいところですけれども、今は未知でもいいかなと思います。それでは藤倉委員、挙手ボタンをもう1回押して下げていただけますか。ありがとうございます。ほかはよろしいですか。では先に行きます。先ほどフライングしてしまいましたけれども、議事の1にある「OECM」とはということで、これはいであさんのはうからの説明でよろしいですか。お願ひいたします。
- ・ 事務局・いであ 資料2につきまして事務局より御説明させていただきます。今回は傍聴の方を含めましてOECMについて初めて触れられるといった方が多いかと存じますので、まずOECMという概念が出てきた背景について改めて説明させていただいた上で、次に各国におけるOECMの設定に係る検討の状況、最後に現在議論されておりますポスト2020生物多様性枠組におけるOECMの位置付け、こちらも再度の御説明となります。そちらについて説明させていただきます。

まず背景について説明をさせていただきます。先ほど説明がありましたようにOECMとはOther Effective area-based Conservation Measures、の略称でございまして2014年に設定されました愛知目標の目標11、こちらの保全面積目標を達成するための手段として掲げられたものでございます。この目標11は戦略目標Cの下に位置付けられているんですけども、この目標11では保全面積目標を達成する手段といったとして、保護地域とその他の効果的な地域をベースとする手段、こちらがOECMでございます。そういう2つが掲げられております。

2014年に採択されまして、このOECMの定義はしばらく曖昧な状態でございまし

て、その定義が採択されたのは 2018 年の COP14 でございます。こちらで採択された決定の 14/8 というものがございますけれども、OECM の定義がこちらで示しているとおりに採択されました。こちらは重要になりますので読み上げさせていただきます。「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付隨する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」、こちらは環境省さんによる訳でございますけれども、このような定義が採択されました。

この OECM の定義の採択までの間に国際機関による議論というものが進められて、2012 年には IUCN による作業部会の立ち上げが行われまして、その後 2016、2017 年には作業部会の専門会議を経まして 2018 年に後ほど説明させていただきます、OECM に関する科学技術的助言というものが採択されました。

OECM に関する科学技術的助言というものですけれども、決定 14/8 の付属書 III というものがございまして、こちらに示されているものでございます。こちらの付属書 III では OECM の基準といたしまして A～D の 4 項目が示されております。まず基準 A といたしまして保護地域として未指定であること、基準 B として、統治・管理が存在していること、基準 C として域内保全への継続的かつ効果的な貢献がなされていること、基準 D として、付隨する生態系機能とか文化的なことに関する事項とされております。なお、この科学的技術的助言はあくまでも助言でございますので、OECM の指定に関しては柔軟かつケース・バイ・ケースでこの助言が適用されるべきであるというふうにされております。

また、科学技術的助言では先ほどの A～D の基準の下に小項目が設定されております。それらは定訳がないので今のところ英語で表記させていただいているんですけれども、例えば基準 B であれば境界に関する事項ですとか管理に関する事項、基準の C であれば効果的であるとか長期的に維持されている、といったことが示されております。決定 14/8 採択におきまして IUCN ではその後 2019 年に OECM に関するガイダンスを公表しております、OECM に基準に関する詳しい説明等をこちらのガイダンスで行っております。そのほかの国際機関としまして、FAO では漁業分野における OECM の定義や基準検討に関するワークショップが開催されております。現在の国際的な背景と状況については以上でございます。次に各国の取組、検討状況につい

て説明させていただきます。まず現時点での OECM のデータベースとして WD – OECM というものがあるんですけれども、こちらで登録を行っている国は現在 3 カ国ございます。1 つはカナダ、もう 1 つが英國ガーンジー島、こちらは英國領ではあるんですけども高度な自治を行っている地域ということで英國とはまた別に OECM の設定を行っているところでございます。なので英國において OECM の設定が行われているというわけではないことに御留意いただければと存じます。比較的最近 OECM として登録されたんですけどもアルジェリア。この 3 カ国が OECM の設定を行っております。

またそのほかの国においても、OECM の設定に関する検討が進められておりまして、例えば東南アジアとか南米等で OECM の設定に関する検討が進められております。その中でカナダというのはかなり早期から検討が進められておりまして、CBD での定義が採択される前から OECM に関する議論が進められております。これは OECM の設定をすることで、保護地域だけだと保全面積が陸域の 9.9%、海域だと 8.7% だったところから、それぞれ 10.32%、12.55% と増加しております。カナダにおいて OECM として登録されている例として先ほど申し上げましたように、陸域では水源地とか海域では禁漁区といったものが OECM としてデータベースに登録されております。また、英國のガーンジー島におきましても OECM の設定を行っておりまして、こちらは陸域の保護地域面積を 4 % から 11% に増加させております。また、ガーンジー島においては OECM のガーンジー島独自の基準ですか設定基準に関する情報は事務局が知る限り公開されていないんですけども、他方で、データベースによりますとガーンジー島において OECM として登録されているものは特別な意義のあるサイトというガーンジー島が OECM の設定前から設置していた保全地域がございまして、そちらを OECM として登録しております。特別な意義のあるサイトの定義については、下の注釈の部分を御覧ください。

また、既に OECM の登録が進められている国につきましては、カナダ、ガーンジー島、アルジェリア。アルジェリアにつきましては比較的近年登録が行われたということですまだ情報が得られていないんですけども、そのほかの国につきましても検討が進められておりまして、詳細な説明は割愛させていただくんですけども、東南アジアですとマレーシア、フィリピン、あとこちらには示していないんですが、ベトナムとかインドネシアにおいても OECM の検討が進められるといった報道がなされて

おります。また、南米においても OECM の検討が進んでおりまして、コロンビアが OECM の検討のためのワークショップの開催を行っております。

このような状況を踏まえまして、今後国外において想定される動きといたしまして、現在、IUCNにおいてOECMに合致する地域を評価するためのガイダンスというものが策定されておりまして、こちらが2020年6月にドラフトが公表されております。WPAでそういった検討がなされており、これをベースに今後各國においてOECMの登録が急速に進むものと考えられます。

最後に、ポスト2020生物多様性枠組におけるOECMの位置付けについて説明させていただきます。こちらは先ほど資料1において説明しましたが、現在2020年を目標年とする愛知目標にかわりましてポスト2020生物多様性枠組みに関する議論が進められております。現在、ドラフトの第2版、通称0.2ドラフトと呼ばれているんですけどもそちらが公表されております。そちらの採択自体は2012年のCOP15ということでもう少し先にはなるんですけども、0.2ドラフトにおいて既にOECMに関する目標といったものが版として組み込まれております。そちらがこちらのターゲット2というものです。保護地域とOECMにより今地球の少なくとも30%を保護保全するということが、0.2ドラフトにおいては示されております。参考といたしまして下の注釈の部分に2020年12月時点での我が国における保護地域面積割合というものを示しております。

最後に参考といたしまして、全体の0.2ドラフトの構造を示したものでございますが、2030年ターゲット（脅威の縮小）の下におきまして、先ほど申し上げた保全面積に関する目標といったものが位置付けられております。簡単ではございますが、資料2に関する説明は以上でございます。

- ・ 石井座長 宮田さん、どうも御説明ありがとうございました。結構重たい内容をかなり高速でやっていただいたので、ついていけたかどうかよくわからないんですけども、最も今日の大切な部分かなと思いますので、委員の皆さんから御質問等を受けたいと思います。それから最初のほうに御紹介いただいたように、先行して実施している勉強会の委員の皆さんにも入っていただいております。御遠慮なく発言していただいているので、同じく挙手ボタンでお願いしたいと思います。では委員の皆さん、いかがでしょうか。
- ・ 渡辺委員 1つだけ質問です。OECMに関連してもうちょっと以前からIUCNや

CBD の保護地域の議論の中で Indigenous and community conserved areas、先住民や地域のコミュニティの人たちによって保全されてきたエリアというのが 1 つの保護地域の形としてあるのではないかという議論がありました。ICCA というふうに呼ばれて議論されてきて、日本でも民間保護区といったネーミングで日本としてどんな適用があるだろうかという検討もされてきました。この民間保護区と OECM の関係として、まさに OECM の 1 つの形というふうに見ていいけるのか。あるいは民間保護区の中に OECM に位置付けられるものもあるし保護区に位置付けられるものもある、どちらもあり得るのか。その辺、民間保護区の議論と OECM の関係についてどんな整理がされているのか、お話しいただければと思いました。よろしくお願ひします。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。一通り御質問、御意見をお受けしてから事務局のほうからまとめてお願ひしたいと思います。土屋委員が挙手されていますので、土屋委員、お願ひします。
- ・ 土屋委員 ありがとうございます。ほかの国の事例を幾つか御報告いただいたのですが、こういった活動だと普通かなりヨーロッパの国々が積極的に進めていくことが多いように思うんですが、今回英国の島が 1 つ入っていますけれども、それ以外は今のところ事例がない、少なくとも御説明にはなかった。その理由が知りたいということです。また、これまでの実績がなくても、現在取り組みが始まっているのかということです。それと関連して、この事例に出てくる保護地域のうち自然公園はいわゆる營造物公園のところが多くて、ヨーロッパや日本、韓国もそうですけれども、地域制の自然公園制度を取っている国が多いのですが、そういうところで今取り組んでいるような例はあるのかどうなのかというのをちょっと知りたいと思いました。よろしくお願ひします。
- ・ 石井座長 ありがとうございます。続きまして、藤倉委員、挙手されていますね。お願ひします。
- ・ 藤倉委員 他国の事例とかを見ると、本当は保護区としてきちんと設定した方がよいけれども、何らかの理由で難しいので OECM でそれを補完するというように見えたのですが、そういった補完的なもので OECM というのは使われるという認識でよいでしょうか。
- ・ 石井座長 ありがとうございます。一ノ瀬委員お願ひします。
- ・ 一ノ瀬委員 私も土屋委員が最初に指摘されたヨーロッパの国々が動き出していない

理由を知りたいなと思ったんですけれども、もう1つそれに加えてIUCNがガイダンスというもののドラフトも出されているというふうに伺って、私は残念ながら存じ上げなかつたんですけども、このドラフトで書かれているガイダンスがどういうものなのか、もうちょっと追加で御説明いただけたらと思います。というのは何か基準みたいなものを示すのか、こういうものがいいんじゃないですかみたいなまさにガイダンスなのかそういったところを教えていただければと思います。お願ひします。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。
- ・ そうしましたら、今4人の委員から御質問をいただいていますので、事務局のほう、まとめてお願ひします。
- ・ 環境省・羽井佐課長補佐 自然環境計画課の羽井佐です。御質問ありがとうございます。全て一問一問う形式で完璧に答えられる自信はありませんので、少しまとめての回答になってしまふことを御容赦ください。ポイントは全て関連していると考えておりますし一番単純なヨーロッパの事例については、事例収集の中でヨーロッパの事例が得られていないというのが一番の理由ですので、引き続き業務の中でヨーロッパの動きも重視しながらやっていきたいとは思っております。この点また補足があれば、いであさんから補足していただきます。

最初に渡辺先生からICCAとの関係という点でございますが、一ノ瀬先生から御指摘のあったIUCNのガイダンスを読んでみても、やはりIUCNはOECMをメイソンとしては民間の先住民の慣習的な管理において成り立っているような地域を想定しているように見えるフレーズが、たくさんガイダンスの中に出てきておりましたので、まさにそういった地域を法的なものとして位置付けるのではなくて、生物多様性保全に貢献している地域として認識して保全をしていきましょうという発想でOECMが提案されているものというふうに考えておりますので、民間報告と大いに関係をしております。

一方で、土屋先生のポイントは非常に大事なポイントで、日本のような地域制を敷いているところで、民間保護区との関係をどうとらえていくかに関しては、今日の御議論いただきたい内容のもっと先にある話ではあるんですけども、OECMという定義がそもそもotherから始まっていまして、これは文脈上protected areaに対するotherということになりますので、厳密にOECMという定義からすれば、protected areaに入っているものは対象外ということになってしまいます。ただ、日本は地域制

の公園ですので、protected area の中にも民間で生物多様性保全に取り組んでいる地域がたくさんあるという状況を考えれば、ここに関しては日本の独自性のある OECM の取組を進めていく必要があるのではないかというのが、今まで環境省内でもそれから勉強会の先生方とも話している内容になります。

以上を御説明した上で一ノ瀬先生の最後のガイダンスにどういう内容があるかという点に関してですけれども、IUCN のガイダンスは、OECM に関して唯一決定的なものとして定義されている CBD の定義よりも相当詳しくいろいろなことが語られています。先住民の慣習により管理してきた地域をどういうふうに認証していくか、その基準のようなものも設けられていますし、それからこういう地域は OECM にはならないのではないかというような IUCN 側の考えも示されています。日本の実情を踏まえれば、少し厳し過ぎるようなことも書いているように見えるガイダンスになっていますので、OECM を今後国内で検討するときは IUCN の基準は参考しながら、日本の独自性のあるものを考えていく必要もあるのではないかというのが、今の事務局での検討状況です。以上となりますので、答え切れていないところがありましたら、再度御質問をいただければと思います。

- ・ 石井座長 いわせさん、補足等あつたらお願ひします。いかがですか。
- ・ 事務局・いであ ヨーロッパの状況について補足させていただきます。具体的にはよく分かってはいないのですが、どうも EU のほうでコヘネット (COHENET) という研究がなされているようとして、こちらのほうで marine protected area と OECM の現状で非常にストックがどうなっているのか、そういったことを研究しましょうというものがどうも立ち上がっているようです。今手に入っている資料では、地中海を対象にして研究を進めているような状況にあるようです。まずヨーロッパにつきましては以上でございます。
- ・ 事務局・いであ そうしましたら一ノ瀬先生より御質問をいただいた IUCN のドラフトについて少し説明させていただきます。IUCN は 2019 年に公表されたもの、先ほどそちらについて御説明いただきましたけれども、その後 2020 年にドラフトとして公表されたものがございまして、こちらにつきましてはスクリーニングの手法について IUCN としてどういったものを考えるかといったことを公表しております。

またスクリーニングにおいて各項目、基準に基づく項目があるんですけれども、その中の基準として例えばどういった生物多様性の価値が必要ですか、ありますかとい

ったこととか、管理に関する事項、管理がちゃんとされているかといったチェックリストのようなものがこちらのドラフトには含まれております。以上補足でございます。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。多分完璧に皆さんの理解が共有できたかは分からんんですけども、現在進行形のような課題であって皆さんで議論をしながらこちらのほうまた深めていけばいいのかなというふうに思います。今日は先を急がせていただいてよろしいでしょうか。
- ・ 藤倉委員 先ほどの私の質問ですけれども、現状では OECM というのは保護区を補完するというような使われ方という理解でよろしいですか。
- ・ 環境省・羽井佐課長補佐 自然環境計画課の羽井佐です。藤倉先生、ありがとうございます。なかなか答えるのが難しい御質問で、例えば OECM の機能の 1 つとして認識されているのは、保護区に対するバッファ機能ですとか、保護区と保護区を結びつける生態系ネットワークの機能ですとか、そういうものが機能として国際的にも認識されていますので、それを補完的という表現をすればそうかもしれませんけれども、OECM 自体が法的な仕組みではないんだけれども、生物多様性保全に寄与するエリアであるということは十分考えられますので、全てが補完的ということではないと思っております。回りくどい説明で失礼しました。以上です。
- ・ 藤倉委員 ありがとうございました。
- ・ 石井座長 補完を超えてるかもしれないというところですね。ネットワークというところが意識されているのが違うのかなという気もいたしました。特になければ、また戻っても結構ですので先に進ませていただければと思います。

## 2. 生物多様性の保全に資するような民間等による保全の例

- ・ 石井座長 それでは 2 番目の議題でございます。「生物多様性の保全に資するような民間等による保全の例」ということで、既に勉強会で取り上げられている内容の御紹介かなと思います。それでは、事務局のほうから御説明をお願いいたします。
- ・ 事務局・河野 それでは、勉強会委員の皆様から保全の例について御紹介をお願いいたします。資料の掲載は基本的に事務局で操作させていただきたいと考えておりますが、もし先生方が御自身でされたいようでしたら、その旨をおっしゃってくださいませ。まず道家委員から事例について御紹介いただければと思います。

- ・ 道家委員 国際自然保護連合日本委員会の道家です。よろしければ、1ページだけ追加した資料があるので、自分でやらせてもらえると大変ありがたいんですけどもよろしいでしょうか。それではPowerPoint、今見えてますでしょうか。このような機会をいただきましてありがとうございます。そして、石井座長の目の前で里地里山の事例を紹介するというのは、なかなか個人的にはハードルが大変高いものですけれども、里地里山の事例について御紹介をしたいと思います。この事例は国際自然保護連合のメンバーの1つである日本自然保護協会から御提出いただいた資料になります。

里地里山すけれども、このページがちょっと抜けていました。定義のページです。定義はなかなか難しいんですけども、環境省のウェブサイトによると、里地里山というのは原生的な自然と都市との中間に位置する場所であるということです。そこには、集落や取り巻く二次林、混在する農地、ため池、草原、さまざまな人の営みを通じて維持されている場所であるというふうにされています。そういう空間が国土面積の4割を占めるというふうにも言われている。そういう場所です。ただ、一方で危機も迫っているような空間です。2019年にモニタリングサイト1000里地調査という環境省の事業の中での10年のモニタリング評価によると、普通種が絶滅危惧種と相当するぐらいの速度で減っているというような空間であったり、アンダーユースの問題、ボランティアもどんどん高齢化等そのようなさまざまな事例によって減っているという場所でもあったりします。

ということで里山は大変多様な空間なんですけれども、その中でも環境省の事業、自然保護協会のほうで総合事務局をやっているモニタリングサイト1000、里地の調査ではおよそ250カ所を100年目指した調査をしているという場所があります。ここでいう里山は先ほどの定義を読むと、何となく都市の近くにはないように読めたかもしれないんですが、モニタリングサイト1000里地調査というところでは、市民団体が保全する私有地もあれば都市公園、森林公園、青少年施設、企業の保全緑地、スキー場、キャンプ場、そういったところが入っているというような空間になっています。ここで10年以上にわたって調査を続けながら、その傾向を見ているということが行われたり、それぞれの調査結果を生かした保全活動が行われています。

これは本当にわずかな事例ですけれども、滋賀県の甲賀市にあるみなくち子どもの森、兵庫県、神奈川県のそれぞれの事例を御紹介すると、それぞれの土地の所有については私有であったり公有であったり、それが国なのか県なのか市というレベルなの

か本当にさまざまです。ただ、その中でモニタリング調査もしつつその全域、条例による保護地域であったり、いろんな保護の網がかかっていたりかかっていなかったりというテーマがあります。そんなところで例えば博物館のような組織がモニタリング等の中心を担いながら、市民を巻き込みながらやっている事例があったり、独自に生物多様性の戦略を策定してアクションプランを設けて取り組んでいるような兵庫の事例があったり。保全管理計画、順応的な管理を指向しながら取り組んでいる横浜自然観察の森のような事例があるということで、本当に里山の中でも市民や研究機関やNPO、NGO、場合によっては企業が保全活動に取り組んでいる、そういう空間が日本の中にも多くあります。

モニタリングサイト 1000 は先ほど 250 カ所というふうに言ったんですけれども、里山的な公有緑地というのは全国に広がっていて今国立環境研究所と一緒に研究もしています。その中では都市公園とか森林公園、出会いの里や自然観察の森、青少年施設、動植物園、そういったところでも生物多様性を重んじるエリア大部分だったり一部に存在するような空間が広がっていて、その中で各施設において生物保全活動をとても重視している、それなりに重視している、青と赤が右側のグラフですが、非常に高い割合で保全活動を重視しながら取り組んでいるという空間がございます。

モニタリングサイト 1000 のエリアでは「点」のところでの保全、そこでは希少種だけではなくて普通種もワンセットで守られているという空間があります。理想的なところは緑地があって有給職員がおり、自然との接点があつていうような施設になるんですけどもそういうところでは環境教育、自然体験の場としても機能しているというのが里地里山というところになります。

繰り返しますけれども、やはり多様性のあるエリアということになりますが、OECM として定義にかなり合致するような空間の 1 つが、この里地里山ではないかというふうに思っています。話題提供としては以上になります。

- ・ 事務局・河野 道家委員、ありがとうございました。続きまして、葉山委員から御紹介いただければと存じます。資料 3-2 を御覧ください。
- ・ 葉山委員 野鳥の会の葉山です。では駆け足で御紹介していきたいと思います。OECM ということで野鳥の会が取り組んでいる生息地に関わる事業の事例を御紹介いたします。

もともと 1970 年代後半ぐらいからヨーロッパで考えられているサンクチュアリと

いうものを考えております。野生動物の生息地を保全する活動で土地の担保がされている、拠点施設がある、職員が常置しているというようなところを考えてスタートしました。考え方として、生息地を確保するということが重要だということで、幾つかの方法を考えています。1つは土地を自ら購入して所有権を持つ。2つ目が土地を借りて地上の管理権を持つ。3つ目が土地所有者と保全協定等を結んで土地の保全を担保するという考え方をしております。これが私どもが1981年に最初に設置しましたサンクチュアリです。これは苫小牧市の保全緑地ですけれども、そこで苫小牧市と協定を締結してネイチャーセンターを設置。その後にここは国指定の鳥獣保護区でラムサール条約湿地等にもなりましたが、そちらのほうの管理にも参画している事例でございます。これが最初のサンクチュアリ、ネイチャーセンターです。

次に自治体と保全協定等で土地を管理するという事例です。ウトナイ湖サンクチュアリができてから、各地の自治体、福島市さんが視察に来られて、自治体の第1号として福島市小鳥の森というのを設置されました。またそこを石川県の加賀市さんが視察されて、加賀市鴨池観察館というものができた。また、環境省が自然観察の森のモデル事業をスタートされるに当たってそこにも関わらせていただいて横浜、姫路、福岡の油山、豊田などの自然観察の森に加わっておりますが、これら自治体の事例では、それぞれ例えば自然観察の森条例といった条例を作って、土地の担保をされているという事例です。

もう1つ土地を購入して土地の所有権を持って生息地を担保するという取組も行っています。それが野鳥保護区という手法です。希少種の生息上重要だけれども法的な担保がない場所を、土地を所有することによって種の保全を行うという手法でございます。タンチョウ、シマフクロウ、シマアオジ等約3,300ha所有しております。そのほか企業の社有林とか個人所有の土地の一部をその所有者と保全協定を結んで保存するという事例もあります。こちらが約240haあります。生息地の一部を自然保護団体が野鳥保護区としたことがきっかけになって、その周辺も含めてラムサール条約湿地や自然公園に編入された事例もございます。これがシマフクロウを対象にした知床に設置した保護区の事例です。これがタンチョウの保護区の事例です。これは日本製紙さんと野鳥保護区協定を結んで、シマフクロウの生息地を保全しているところです。企業と協定を結んでいる場面です。これが日本製紙さんの社有林ですけれども、シマフクロウが生息する河川の周り、一定の幅を持ってそこは森林の保全を優先し

て、森林伐採等は保全上の管理以外は行わないというふうなことを続けているところです。

最後に私どもが企業さんと関わっている例として、もう1つ今までとは違った事例を御紹介したいと思います。これは愛知県でトヨタ自動車が新規のテストコースを作ろうという計画を始めたのが2007年でした。当初野鳥の会を始めとする地域の自然保護団体が、ここは里地として非常に重要なところなので、計画の見直しをということで要請しておりました。その結果、土地の改変面積が次から次へと縮小されまして、当初の410haから270haに改変面積が見直されました。そこでは生物多様性とか保水効果、里山の荒廃を防ぐなど、トヨタ自動車と地域の農業者、林業関係とか自治体である豊田市、森林組合、そういうものが一緒になってしもやま里山協議会というのを作って、今保全に向けて活動が進められています。テストコースの運用に伴ってその周辺地域を保全活用のエリアとして確保して活動されているということで、二次林の管理とか放棄水田の修復、谷津田の維持等に寄与しているということです。当会はこちらで環境監視委員会のメンバーとして参加しております。以上になります。ありがとうございました。

- ・ 事務局・河野 葉山委員、ありがとうございました。続いて三橋委員から御紹介いただければと存じます。ソフトの切り替えを行いますので少々お待ちください。資料は3-3になります。
- ・ 三橋委員 兵庫県人と自然の博物館の三橋です。幾つか事例を紹介していきたいと思います。こちらは兵庫県丹波市にあるバイカモの群生地ですが、こちらの保全に関しては、民間というか地域自治の自治振興会、ここにも名前が出ている桧倉自治振興会というところが中心になって、そこの自治振興会がお金を出して整備している例です。右側はそれを見て隣の自治振興会が実施したバイカモの移植であったりして、小さい面積ですけれども、行政の政策でもなければ何か法で指定されているわけでもないところで、こうした希少種の保全というのが意外にたくさんやられていて大きな効果をあげています。こういったものがしっかりと評価されてカウントされていくということがとても重要ではないかなと思っています。

同じように兵庫県丹波市では、市や県の支援もあり、自治振興会が中心となって里山保全や希少種保全もやっているのですが、それぞれ生物多様性の保全を第一目的としていることが多いです。1番目は保全が第一目的ですが、休耕田の活用を中心に

ホトケドジョウの生息地の保全をやっています。OECM というにはあまりにも小さ過ぎるかもしれませんがこういった小さな場所が周りにもたくさんあります。右側はクリンソウの保全で、これはツーリズム、地域の活性化、魅力向上という形で自治会が中心になって取り組んでエリアマネジメントされています。左下はまた違って、新しく丹波市にミュージアムが建設されるんですが、このミュージアムの隣に里山林整備事業として新たにちょうど去年整備したところがあって、博物館と一体化して森林を利活用することで魅力向上しようという形で、森林保全をしてその合間にいろんな希少種の移植や設置をされている。右側は同じく丹波市ですが、セツブンソウ祭りを行うと2月に大変たくさん人が来る。この時期はなかなかイベントがない中でたくさんの花が見られて食事や買い物も出来るということで、多くの人が来られます。これに伴って里山林管理やセツブンソウの保全、周辺に移植すること、自宅で域外保全、ご当人は庭にもという意識ですが、希少種の維持が図られている。ここういったエリアというのが、ちょっとずつ足していくと結構な量になってくるわけです。小さな取り組みをしっかりと積み上げて見える化する、そのための制度としてOECMはとても大切です。

同じく豊岡市です。これは皆さんよく御存じかと思いますが、コウノトリの保全に関連して減農薬等を中心としたコウノトリを育む農法、休耕地を利用した形の「江」の設置、耕作放棄地はビオトープ化して湿地づくりをする。そういう場所で自然学校や企業のCSR活動とかいろんな学習の場としてのフィールドを提供する。こういった生物多様性の保全が第1ではないながらも、コウノトリ等をシンボリックに取り入れて、保護地域の緩やかなエリアを設定していくというのがたくさん行われています。奇しくも、豊岡市長は「コウノトリも住みやすいまちは人も住みやすい」という理念が掲げられています。その中でも非常に極端な例の1つが豊岡市田結地区。ここは最近になってラムサールエリアに登録されたのですが、登録の前から地区で自主的に事業として展開されていました。非常に小さな村で典型的な漁村ですが、耕作放棄地を生かして遊水地にしています。当初の目的は、コウノトリの生息場の確保であったり、たくさん確認されている希少種の保全です。その保全等をやっているんですが、それ以外にも実は耕作放棄地を使って水をあふれさせて、氾濫を受け止めるということを既に10年以上前から実施しています。これは水理学的にきっちりどれくらいの効果があるのかというのを検証してみると、実に小さな流域だからこそ効果があ

るんですが、22%の洪水のピークカットが出来るのです。22%のピークカットをしようとしたら、相当な努力量、工事の物量が要るんですが、これは少しの工夫でこういうことができてしまい、地域としてもコウノトリの復帰だけだったらなかなか協力しにくいところがありますが、こういった治水のことがあると村全体の協力が得やすいという側面があるのかなと。日本中こういったところはどこにでもあるので、水平展開をしようと思ったらできるのかなというふうに思っています。

豊岡市では円山川水系自然再生事業やコウノトリの取組があるので、各地でいろんな事業が点々と展開されています。それを点でたくさんつないでいくと、複数の省庁の取組があったりコウノトリの巣の位置があったりとこういう形で展開されているのですが、それらをつなぎ合わせると赤い点線ぐらいでクラスターになります。単体だとOECMとしては小さいというのもですが、大きくくくって保安林や様々なものも含めて設定できたらいいのかなというふうに思っています。ただ、これをやるにはいろんな方々の合意も要るし、それなりのメリットがないとこういったことはできないのかなと思っています。これは河川の自然再生事業の例で、右側の写真はたくさんの取組があるというのをイメージで紹介しています。エコロジカルネットワークとして、小さな取り組み、自然再生事業地や国立公園、保安林など横断的な制度をクロスオーバーして、OECMとして捉えることも出来ないかなと思います。

先ほどまで前半は小さな取組を挙げてきたのですが、思わぬOECMの効果が大きいところは他にもたくさんあるだろうという形で、2つぐらい紹介したいと思います。これは景観関連、文化財関連が結果として土地利用、森林のフリンジといわれる林縁部の保全に役立っている例です。これは京都市です。色の濃淡は1970年代から2000年にかけて林縁部の森林の改変率を表していると思っていただければ結構です。東山地区は風致地区、あるいは歴史的な景観的な配慮が行われることによって、マルで囲ってあるところは開発から逃れられている状況になっています。

同じく、神戸市六甲山の山系に関しては、非常に急傾斜で災害も多いところなので斜面防災、砂防、国立公園等の関係もあって、周辺地域、囲まれたところはほとんど森林の改変が行われていない傾向があります。それに比べてニュータウン化にともなう土地改変、赤いところが著しく里山のエリアを改変しているところになります。防災や景観保全を通じて、結果として開発から免れているので、こういったところも国際基準というわけではないですが、我が国ならではの視点で重要なのかなというふう

に思っています。

話は変わりますが、指標化、見える化ということも既に目標決めてやってる自治体もあります。例えば、八王子市さんの総合計画の中に出てくるものです。これを見ると現状 149ha で平成 29 年 160ha、34 年の目標が 170ha なので、数字として結構増えて 2030 年まで行くとかなりの量をこの計画であげています。これらを OECM として、全国の自治体が政策的な位置づけができると実施できると非常に効果が大きいのではないかと思っています。

そういうことでまとめになりますが、国際目標では、既存保護区 +OECM で 30% 以上という形が今議論されていますが、そういうことを実際やることによって、先々月「NATURE」誌に載った論文ですが、2050 年までに OECM の設置、それにプラスして sustainable production、sustainable consumption、こういったライフスタイルの改变等をセットでやることによって、生物多様性の回復は可能なのではないかというような分析結果が示されていました。エリアベースのアプローチとなりますが、ターゲットエリアを設定して、副次的効果を出していくということが生物多様性保全の政策として非常に重要だと国際的にも考えられています。以上です。

- ・ 事務局・河野 三橋委員、ありがとうございました。続いての事例は、日本生態系協会の関委員から御紹介いただいた事例と、勉強会の原口委員より御推薦いただきました第 2 回勉強会で、住友林業さんから御紹介いただいた事例について、事務局より御説明いたします。
- ・ 事務局・いであ 本日所用がございましていらっしゃらない関委員より御紹介いただいた J H E P 認証地とナショナルトラストの事例について、事務局のほうから説明させていただきます。資料 3-4 を御覧ください。

まず J H E P とはということですけれども、釈迦に説法になってしまいますけれども、生物多様性への貢献度を数値化して認証する制度のことを J H E P と称しています。

こちらは埼玉県にございます、くぬぎの森里地里山プロジェクトの J H E P 認証地です。こちらは産業廃棄物処理場周辺の荒廃した雑木林を企業が借地しまして、定期的な伐採更新といった管理を継続することで、動植物合わせて 300 種以上が生息する豊かな環境になっているということです。こちらは J H E P 認証地であるとともに、にほんの里 100 選にも選ばれているということです。続きましてナショナルトラスト

です。日本ナショナルトラスト協会のトラスト地は現在全国で 55 カ所、1,741ha となっています。このうち 6 カ所は協会で購入したものということだそうです。

続きまして、住友林業さんのほうから OECM 勉強会のほうで御紹介いただきました知多半島グリーンベルト再生計画について御紹介したいと思います。資料を用意していますので少々お待ちください。資料 3-5 を御覧ください。知多半島西側の臨海部は、大企業の生産拠点が連なった愛知県有数の臨海工業地帯となっています。ここでは約 50 年前に生産拠点を目隠しすることを主な目的として産業道路沿いに緑地が整備されました。50 年後の現在では高さ 15m、幅約 100m、長さ約 6 km にわたる森林帯になっているということです。現在の知多半島グリーンベルトはうっそうとしていまして、活力度も低下傾向にあるということです。また、薄い植生基盤上に早成樹が多く用されてきたということから、風倒木も多い。それから、管理が個別の企業に委ねられているという課題も多く現れてきたということです。そこで住友林業様では、企業緑地を活性化する緑地保全について企業、NPO、行政などに働きかけ、多様な主体が連携する取組を始めたということです。2011 年度には愛知県などが連携した「知多半島臨海部企業緑地における生態系ネットワーク形成担い手育成事業」、こちらのほうが内閣府の新しい公共の場づくりのためのモデル事業の対象事業となりました。それで関連 11 企業、行政、大学、エコアセットなどが連携し協議体を組織して、さまざまな活動を実践しているということでございます。説明のほうは以上でございます。

- ・ 事務局・河野 続きまして、西廣委員から事例の御紹介をお願いいたします。資料 3-6 を御覧くださいませ。
- ・ 西廣委員 お時間をいただきありがとうございます。国立環境研究所の西廣です。ページをめくってください。OECM には保全をそもそも目的にしている場合、それから、別に目的があって保全は二次的な目的の場合、それから全く保全を目的していないんだけども、結果的に生物保全につながっている場合があると思うんですけども、1 つ目の事例は静岡市麻機遊水地というところです。保全も意識はされているんだけども、二次的な目的に相当するだろうという事例です。

ここは自然再生推進法に基づく協議会も設置されているんですけども、設置された当初は、いわゆる生き物に興味がある方が保全活動をするということを続けてきて、当初は割と参加者も少なかったんですけども、2013 年ごろから隣接する病院

や教育施設、医療・福祉施設と連携した取組を始めて、大変多くの方が参加するようになって、保全の実現成果も大きくなったという事例です。例えば福祉水田を造つて、教育や職業訓練に役立てるというようなことをしているんですが、その場所で埋蔵種子から多様な絶滅危惧種植物が復活してきて、生物多様性保全に寄与したというような事例があります。この場所は土地の所有は県が管理する河川用地です。その中に静岡市が公園として指定している区域がありまして、その中の活動になります。なので治水だけあるいは公園だけという目的だと、なかなかこの活動を維持するのは大変なんですが、これが保全上価値がある、OECMとしても認められているということがあると、よい取組が継続しやすいという側面があります。

次の事例は保全を目的としない場所です。耕作放棄地です。今私どもが調査しているのは印旛沼流域ですが、流域の水源部分は、谷津と呼ばれる小さな谷で湧き水が出て、それが沼の水源になっているわけです。こういった湧き水がある谷津環境というのは、印旛沼流域ですと 600 カ所ぐらいあります。それらのほぼ全てが私有地で、さらにその 80%が耕作放棄地になっています。ですが種の分布の解析をしますと、谷津がある場所に固有に分布する絶滅危惧種がここに挙げたホトケドジョウ、スナヤツメ、ニホンアカガエルなど、多数あります。でも私有地なので、今は次第にソーラパネルが設置されたり、あるいはごみの最終処分場として埋め立てられたりということが進んでいます。地主の方がこういうことに価値を認識しやすい、あるいは何かしらのインセンティブがあるという状態になっているということが重要かと思われる事例です。

これも同じ地域ですが、耕作放棄地の中には市民の方、住民の方あるいは住民団体の方が自主的に地主さんと話をつけて、田んぼを造ったりあるいは湿地を造る。お米を植えるわけではないけれども、湿地環境を造ってホタルが住む谷を造ろうみたいな活動をされているところがあります。自主的な活動で結果として、例えばこの写真に写っている場所は 30 年くらい放棄されていた場所に池を掘ったら、車軸藻類、絶滅危惧種が 3 種類も出てきたという事例です。こういった場所があります。地主さんが明示的にメリットが感じられる措置があれば、今は御厚意でやらせてもらっているものですから、継続しやすくなるかと思われる事例です。

事例としては最後ですけれども茅場です。これは霞ヶ浦に面した場所にある、妙岐の鼻と地元で呼ばれている湿地です。湿地全体は 52ha ある場所ですが、その一部で

伝統的な屋根材、屋根の材料として使う茅場があります。地元ではシマガヤと呼んでいますが、カモノハシというイネ科の植物が主たる材料になっています。このカモノハシを利用するため刈り取ったりその後に火を入れたりというのは非常に長い歴史のある管理ですが、それを行っている場所で、カドハリイというのは日本でというか世界でここにしか分布していない絶滅危惧 1 A 類の植物ですけれども、茅場にだけ分布しています。

茅場の管理があるとカモノハシの成長がよくなり、地面の凸凹ができる、微高地ができるということで地形が少し変わる。それによってこの絶滅危惧種が生育しやすい条件が維持されるという関係があります。こういう火入れのような管理をする上で、土地の所有者は水資源機構なんですが、火入れのような管理をするためには、地元の自治体の理解や協力が不可欠です。ただ、伝統産業というだけではなかなか継続が今は困難になって議論をしているところですが、OECM として価値があるというような評価が、こういう管理の継続に追い風になることは間違いないと思います。

これは私自身が関わっている事例を何例か挙げましたが全国にいろいろあるはずで、国立環境研究所では角谷拓室長が中心になり、また、勉強会にも参加されている日本自然保護協会などと共同で全国に潜在的に生物多様性保全につながっていそうな、だけど保全を主目的としていない、多様な場所の管理の状況や種の分布の状況を把握する調査を行っています。希少種の生息の有無、その保全活動の状況などをここに挙げた青少年施設とか多様なところを対象に調べている、分析している結果もありますので、今後必要に応じて御協力させていただきたいと考えております。以上です。

- ・ 事務局・河野 西廣委員、ありがとうございました。事例紹介は以上でございます。
- ・ 石井座長 皆さん、どうもありがとうございました。大変勉強になった部分があります。私のシナリオによるともうここで時間いっぱいなんですが、委員の皆さん、事務局から御案内がありましたように、多分 12 時を少し過ぎてしましますので、その辺をお許しいただければというふうに思います。せっかくですので、ここで委員の皆様から御意見とか御質問とかあったらお願ひしたいと思います。また挙手でお願いします。

よろしいでしょうか。では私のほうからお聞きしたいのですが、道家さんの最後のほうのスライドで赤い字で「点」の保全が現実的かつ重要と書いてあるんですけれど

も、理想的な部分は何か本当はあるんでしょうか。

- ・ 道家委員 石井先生、ありがとうございます。生物多様性条約のポスト 2020 目標でもそうなんですけれども、ランドスケープレベルでどう保全を進めていくかという点が世界的には指向されています。現実的としたのは本当に資金やいろんな人の話であるとか、この制約の中から現実的という表現をしてしまいましたが、理想としては都市から山にかけて、そして面的にいろんな、OECM というものがさまざまな場所の保全をより盛り上げていくというか盛り立てていく。民間の支援も含めて盛り立てていくという仕組みになって、面的にどんどん広がっていくというのが当然大事なものだと思っています。その中でモニタリングサイト 1000 というエリアは、少なくとも面的に広げていく際の点の場所ではあるんですけども、拠点にはなるのかなと感じているところです。
- ・ 石井座長 ありがとうございます。囲碁でいうところの布石みたいなところなのかなと。生物屋の私から言うと、すでに里山が孤立していて、そこに住んでいる生物が遺伝的に劣化してきているんですね。ほかのところとつなぐという部分も必要ではないかなと思って、「点」という言葉を使うとちょっと危険かなと思ったものですから。
- ・ 道家委員 拠点とかのほうがよかったですか。
- ・ 石井座長 よかったかもしれませんね。コリドーのようなものを、最初のほうに事務局が説明されていましたけれども、そんな考え方方がだんだん必要になっているのかなと思った次第です。委員の皆さんには特によろしいですか。大体理解していただけたということだったら、先に進めさせていただければと思います。
- ・ 佐藤委員 Green Connection TOKYO の佐藤です。私からはこのような保全事業を進めていく中での評価基準についてお聞きしたいと思います。私は現在、都立公園の指定管理事業や、都の保全地域など自治体の取組み、また市民による保全活動の事例などに関わっております。保全を実施しての評価が難しいと思うのは、客観的なデータが乏しかったり、またはあっても共有化されていないという課題があることです。縦割り的で行政の部署間の連携が難しかったり、民有の緑地の情報が少なかつたりなどする中で、どのようにデータを共有して保全戦略の目標を立てていくかについては非常に苦労するところです。気が付くと自然環境が失われていたり、放置される緑地があったり、新たに緑地ができても生物多様性への配慮が乏しい中で、どれだけの影響があるかは客観的なデータがないとわかりません。皆さんは、保全目標の設定や地域

内の保全事業を進める中で、どのような連携を取って実施されておられるのかお聞きしたいと思います。またこれは今後の保全に向けての大きな課題と思うのですが、その辺り何か工夫されてたり課題を感じていらっしゃったりするようであれば、御意見等をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

- ・ 石井座長 これは三橋さんでしょうね。すみません。チャットにも入っているのかな。三橋さん、お願ひします。
- ・ 三橋委員 時間を食いそうなのでチャットに書いておきます。
- ・ 佐藤委員 ありがとうございます。
- ・ 石井座長 御配慮いただきありがとうございます。ほかに皆さん、大丈夫でしょうか。
- ・ 事務局・河野 石井先生、勉強会委員の原口さんから補足をいただけるそうです。
- ・ 石井座長 では、原口さんお願ひします。
- ・ 原口委員 よろしくお願ひします。今の論点の参考になるかと思いますけれども、先ほど住友林業さんからの知多半島、関委員からの石坂産業によるくぬぎの森の事例ですけれども、今回 OECM の基準として国際基準の統治・管理の問題 というところです。特にこれについてはこうした企業緑地が非常に参考になるのではないかというふうに思います。

先ほど佐藤委員から御質問のあった長期的な目標設定についても、こうした企業が関わる場合には、やはり周辺の自然資源の調査を当然のようにやった上で目標設定をする。点としての敷地内だけを見て保全計画を立てるということはまずなくて、非常に広域的な視点から公開されているデータベースとかをもとに検討しているという意味では非常に OECM の研究材料としてはいいのではないか。

もう1つはネットワーク効果ということで考えますと、知多半島の場合 11 の工場が並んでいるグリーンベルト、緑はつながっているんですけども敷地境界がそもそもあって連携はしていなかったんですが、この活動によって 11 社が連携して保全に取り組むことで里山にいたような生き物が逃げ込んでいます。最終的にはゴンギツネが戻ってきてここで子育てをしているような連携が図られるという意味で、これは日本的な特徴だと思いますけれども、全然関係のない企業同士が連携するということもあるのかなと考えます。以上でございます。

- ・ 佐藤委員 ありがとうございます。私も指標種などはもちろん目標種を立てて保全事

業を進めているのですが、やはり広域的な調査や関係者連携のためのプラットフォームが必要だと思っています。以上です。ありがとうございます。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。チャットに入っていましたけれども、広田委員が遅れて入っているんですけれども、お名前では入っていなくてどこかな、主催者のいであ株式会社のところに入っているんですかね。ここも多分挙手ボタンがあると思うのでまた挙手ボタンで意見を言っていただければと思います。ここで盛り上げたいところですけれども、時間が時間なので、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。チャットでまた書き込みをお願いできればと思います。最後まで行き着かせてください。よろしいですか。
- ・ 三橋委員・チャット ①目標設定は、手間がかかるがしっかりと調査することが必要だし、全種を調べるのが困難な場合は、指標種の選定で対応するのが良いだろう。
- ・ 道家委員・チャット モニ1000里地調査では、調査手法を全国統一しているので、全国傾向の特定と、地域との比較が可能となっています（もちろん、そもそもの環境が異なるので「目安ですが」）。ノウハウ共有については、調査団体が集う全国フォーラムを毎年開催したり、ニュースレターで優良事例を共有するなどしているそうです。
- ・ 三橋委員・チャット ②データについては、各所でたくさん蓄積されてきたが、共有の仕組みがまだまだ不十分。省庁や地方自治体、民間で分散型で共有できる仕組みの構築が要ります。
- ・ 三橋委員・チャット ③広域的な評価については、既存データや地形要因等を含めてターゲット種の生息適地予測や生態系評価・計画づくりすることが現実的だと思います。これらの技法の整理が、今回のOECMの検討のなかで事例集などを通じて出すことが必要だと思います。
- ・ 佐藤委員・チャット 三橋様、道家様、ありがとうございます。データの共有と、かつデータの活用方法についての指南もできるようなプラットフォームが必要と考えております。
- ・ 三橋委員・チャット ④計画を、単に生物種のポテンシャル等からだけ検討するのではなく、出口戦術（例えばビオトープづくり、魚道整備、耕作放棄地の再生）を絞って、バックキャスト思考で場所選定すると効率的に検討できます。以上です。
- ・ 佐藤委員・チャット 原口様、ご発言をありがとうございます。企業緑地で取り組ま

れている保全目標の設定、ABINC 認証での基準などは、日本版 OECM を進める上でとても参考になると思います。

- ・ 三橋委員・チャット 佐藤様、ご指摘の点は、次回の生物多様性国家戦略研究会で取り上げられる見込みです。
- ・ 道家委員・チャット 【コメントです】 "Other"を考える上でも、保護地域の定義は、勉強会でも論点になりました。指針になるのは NBSAP で保護地域面積を把握する指標としてとらえられている地域の面積（自然公園法での指定地など）でしたが、この測り方（定義）をどこで見直すのか、という議論の場も含めて、大きな課題と感じています。
- ・ 一ノ瀬委員・チャット 道家さん、紹介ありがとうございます。私もおっしゃる通りかと思います。
- ・ 佐藤委員・チャット 三橋様、情報をありがとうございます。

### 3. 今後の検討の進め方

- ・ 石井座長 では3番目で結構重要なところですが、今後の検討の進め方ということで、これについて事務局のほうから御説明をお願いします。
- ・ 環境省・山根係長 環境省山根です。資料4について御説明させていただきます。まずこれまで議題（1）でOECMとは何かというところ、国際的な基準を中心に御理解を深めていただきました。また、それを踏まえて日本のOECMについてどのようなものをイメージしながら考えようかということで、（2）のところでさまざまな民間等の取組を御紹介いただきました。そして（3）では具体的なイメージを頭の中に描きながら、今後日本のOECMを考えていくに当たって、どういうことを目的、意義と捉えて進めていくべきかというところを考えていくところでのこの資料を作っています。

背景のところ、冒頭に触れましたが、位置付けというところだけ説明しますと、自然環境保全基本方針の中で、国土に存在する多様な自然について、地域(area)に着目して、（1）～（6）の保全の方針を定めています。（1）（2）では原生的な自然環境だったり重要な自然環境を紹介しています。（3）（4）（5）では、例えば農林水産業が営まれる地域、都市地域、海洋などといった土地の区分をイメージしながら書いております。（6）は（3）～（5）にもまたがるようなものであるんです

けれども、今回話題になっているような民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域という視点で書かせていただいております。その中では民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靭な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進する、というふうに書いております。

どのような点を本検討の意義として捉えていくべきかということで、これは事務局方でこういったものがあるのではないかということで今考えているものです。まず1番としまして民間による取組への新たな価値の付与、保全の質を高めるツールの提供といった視点があるのではないか。例えば、E S G投資の観点からの自然環境ビジネスやC S R活動等の認定・支援につながるのではないかということ。

2番、地域の土地利用に付随する生物多様性保全の推進ということで、例えば地域で生物多様性保全に貢献している里地里山や文化的景観の生物多様性保全上の価値を明確化することにつながるのではないか。

3番、生態系ネットワークの見える化、保護地域のコネクティビティの強化ということにこのOECMを把握して明らかにしていくということを通じてつながっていくのではないか。

4番、土地利用に関連する各種施策における生物多様性保全との連携強化ということでいろいろ縦割りの御指摘もありましたけれども、そういったところの連携につながっていくのではないか。

5番、国の法律に基づかない自治体等独自の取組の促進ということで、国の法律ではない自治体の条例になっているもの、あるいはなっていないものも含めていろいろな取組の促進につながっていくのではないかということ。そして副次的なものとしましてそういったOECMが把握されて実施されていくということで、生物多様性保全に貢献する区域の面積というものが全体として確保されていくだろうということ。結果としては国際的な数値目標というところにも直接的につながっていくだろうということ。

7番、OECMという新しい概念を通じた関係者の交流や地域の活性化というところにもつながるということが期待されるというふうに考えております。

このようないろいろなところ事務局方で今、書かせていただいているけれども、ここにあるもの、もっとこうではないかということ、あるいはさらにここにないよう

なもので新しい意義があるものがあるのではないかということを含めまして、今回検討会の中で委員の皆様の御意見を伺って今後の検討の土台としたいと考えております。事務局からは以上です。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。最後のほうのスライドにあったように、OECM の生物多様性保全上等の意義と書いてあるんですけども、そもそも OECM というものを日本でどんなふうに定義していくかとか国際的な問題もそうですけれども、この辺がちょっとブラックボックス的ではあるんですけども、とりあえず OECM というのがあるとしてということで 7 つほど書いていただいたと思います。

いろいろ混乱してしまうかもしれないんですけども、今日はいろんな意見をブーンストーミング的に出していただきたい、次回もう 1 回今後の進め方等について議論させていただきたいというふうに思っているところです。

今日は委員の皆さん、最低 1 回ずつこの部分で発言していただきたいと思っていまして指名したいと思います。まず挙手していただけたら順番にやらせていただきますが、いかがでしょうか。勉強会のメンバーについても短い発言を認めますので、お願ひいたします。では、渡辺委員、挙手されていますのでまず口火を切っていただけますでしょうか。

- ・ 渡辺委員 ありがとうございます。今後の進め方ということなので大きく 3 つほど意見を言ってみたいと思います。

まず大きい流れとして COP10 以降、国連生物多様性の 10 年として 10 年間、取り組んできたわけですけれども、来年からそれを受け継ぐ形で今度は国連生態系の再生の 10 年という 10 年が始まります。ポスト愛知目標の議論の中でも自然の悪化を止めるというところから、止めると同時に回復に転じるということへ向けた目標設定というのが大事なテーマになっています。それを受けて日本の中でも、生物多様性国家戦略の改定の検討が進んでいますけれども、今、山根さんから紹介があったように数十年ぶりに改定された自然環境保全基本方針の中でも OECM が位置付けられたわけです。今回の生物多様性国家戦略改定の中で、国土全体の自然の保全や回復を積極的に進めていく道筋、それをどう描いていくかというのがとても大事になってくると思うんですけども、そのときに保護地域の拡充強化と合わせて、今日のテーマの OECM の持つ役割というのはとても重要で、大変この検討会は大事な役割を持つんだなというふうに思いました。説明の中にもあったように、ひとつひとつの OECM に価値が

あるわけですけれども、相互のつながり、OECM 同士の繋がりであったり保護地域と OECM の関連性だったり、そういうネットワークや連結性、その辺が非常に重要なことになると思いました。

そのためには、広域のいろんな生態系を包み込んだ広い範囲の自然環境の目指すべき姿、将来像、その中での人と自然の関わりの将来像をみんなで描いて、その実現のために保護地域も頑張るし OECM も活発化し、さらにその他の各省の施策、民間の施策も含めていろんな土地利用に絡んだ施策や活動が動いていく。将来像の実現のために様々な取組が動いていくという、広域のランドスケープの視点に立ったアプローチが大切と思います。今後の検討の中で OECM の制度設計をしていく上で、そういう地域の将来像のもとに OECM が活発化していく、相互のつながりができるといふ。あるいは自然だけでなく人の活動同士のつながりもできていくという展開に資するような制度設計を追求していっていただけたらというのが 1 点目です。

2 点目は議題の 2 つ目で皆さんから御紹介いただきましたように、非常にさまざまなものタイプの OECM に当たる取組、活動というのがあるということをよく理解しました。トラストもあれば協定方式もあり、開発のミチゲーションで企業が保全を担保していくという形がある。あるいは小さな自然再生とか企業緑地とかいろんなタイプのものがある。また、保全を第一の目的にしているものもあるけれども、防災とか地域資源の利用というのを目的にした活動が結果として保全につながるというものがありました。また、制度上の対象地域、例えば自然再生推進法や生物多様性地域連携促進法といった法律の事業対象地域で、保護地域ではないけれども、保全のための活動をしている地域、あるいは保安林や里山的緑地である都市公園のように制度に基づいて対象とされている保護地域以外の保全された地域というのもある。そういう様々なタイプごとに具体的な事例も見つつ、この OECM を適用していくための基準なり考え方を整理していくと、今後の制度設計の展開が見えてくるのではないかというふうに思いました。

最後、3 つ目ですけれども、COP10 のときに里山イニシアティブということで環境省と国連大学が共同で提案して里山イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) という枠組みが立ち上りました。国連大学が事務局をしているんですけれども、世界のいろんな立場の人たちが参加してこの 10 年間の間にメンバーが広がってきてています。この活動は日本で言えば里山里海のような地域、いわば生産活動が行われてい

る二次的な自然環境を対象にして、そこでの人と自然のバランスを回復させていく。国際的に協力しながらそういう取組を進めていくことが目指されています。この里山イニシアティブの今後の展開にとっても、OECMはとても重要なテーマだというふうに思っています。こういった里山里海地域、生産活動が行われている地域でOECMをどうやって適用していけば効果的になるだろうかということを国内外の事例も分析しながら、IUCNやGEFなど、OECMに関心を持っている国際機関、そして各国とも一緒に議論をしながら、考え方を整理していくプロジェクトを立ち上げていきたいと思っています。このOECMの国内制度の検討とも非常に関わりが深いのでぜひ連携をしながら、相互に情報共有をしながら進めていきたいと思っています。私からは以上です。ありがとうございました。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。それでは、名簿の順番に行きます。一ノ瀬委員、お願ひできますでしょうか。
- ・ 一ノ瀬委員 たくさんの事例紹介を含め御説明をいただきましてありがとうございます。理解が進んだ部分と逆によく分からなくなったり部分があるんですけども、私からは2点申し上げればと思います。

まず1点目ですけれども、そもそもOECMをどのように日本として定義するのかというのが1つ大きなテーマなのかなと思いながら伺っていました。そう思って聞いていると、事例のところで随分いろいろ分からなくなってきて、私自身もうまく整理ができていないんですが、国際的に出されている定義は保護地域以外ということが前面に出ている一方で、今回環境省でこの検討会は、民間取組等という言い方を前面に出しているところに何か意図があるのかなと思いながら伺っていました。これは別に今すぐお返事いただくものではないのですが、そういう意味では、私自身実は正直自分が随分不勉強だったなと思ったんですけども、そもそも日本で日本の国として生物多様性に関係して保護地域といっているのは何なのかよく分かっていないことが分かりました。今渡辺さんから都市公園等みたいなお話をあったんですけども、自然保護地域に相当するようなものはいろいろあるんですけども、実は環境省的にはそこが入っていなかったと思いまして、できればそういったリストというか、どこが組み込まれているのかみたいな資料がいただけすると、次回は理解がしやすいかなと思いました。それが大きくは1点目になります。

2点目ですけれども今日全く出てこない点としては、皆様御承知のように日本は非

常に急速な人口減少を迎えており、里山といつていいのか分からぬでけれども、これまでさまざまな人間活動があった地域から、これから近い将来どんどん人がいなくなります。今回このOECMの議論では、適切に管理がされているということがまず大前提だということをよく理解しました。その一方で、里山的な環境を人がそんなに頻繁に管理しなくとも成立していくような自然環境に移行せざるを得ないようなこともあります。そういった点が日本にとってこのOECMを考えるときにかなり重要なと思っていました。なので簡単に答えは出ないと思うんですけども、多分ほかの国々とかなり様相が違う課題でもあると思いますので、特にそういった無住化するとか限界集落の問題に個人的に研究で関わっていますので、OECMの1つの課題として発言させていただいた次第です。

あと補足でIUCNのガイダンスの資料も拝見しました。確かに先ほど御説明があったように、結構厳しいものもあるんですけども、その一方で、いろいろな基準が必ずしも生物多様性上、非常に価値が高いものがあるだけではなくて、生態系サービスとしてどういうものを提供しているのかみたいなことも含めて書かれていますので、まずはIUCNの基準をある程度ベースに、そこを日本のカスタマイズしていくというプロセスのほうが分かりやすいのではないかと思った次第です。以上です。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。今一ノ瀬委員からもあったですけれども、今日は趣旨としては事務局からの回答はないと思っていただければと思います。今日の皆さんからの御意見を受けて、次回それの回答も含めて議案化したいというふうに思っています。それでは順番で佐藤委員、お願ひします。
- ・ 佐藤委員 皆様、ありがとうございました。非常にさまざまな取組があるということがよく分かりました。私のほうでは先ほども少し発言させていただいたのですが、自治体の部局や市民団体、民間企業といろいろ連携を進める中で、やはり運営基盤のある中間支援組織としてのプラットフォームが必須と考えています。点を線に、面に変えていくための戦略的な手法やプロセスの共有というのが非常に重要で、それをサポートしていく組織です。今、自治体の地域戦略も各地で作られていますけれども、それを伴走して実現する組織がないので、作ったはよいけれど、行政だけでは実装していきづらいように見えます。そう思いますとプラットフォームを大きなものから細やかなものまで設置していくことが必要かと思います。つまり、全体を統括する

プラットフォームと各地域でのプラットフォーム、両方が必要です。さらに行行政内部の連携が1つ大きな課題だと思います。環境省と国土交通省の間の連携というのも非常に必要だと思いますし、もしすでに連携の取組みがあるようでしたら教えていただけたらと思います。また都道府県レベルや区市町村レベルでも、丘陵地や崖線、流域など、自然環境はつながっていますので、連携することでもっと効果的、効率的に管理も保全もできていくはずです。

もう1つは、実際に保全事業をすすめるにあたり、市民の力が非常に重要ということです。市民の力を引き出し、大きな力に変えていく役割もプラットフォームがすべきです。また民間企業のほうでも、今日も原口さんからお話がありましたが、保全目標の設定や実践について先進的に進めておられるところがありますので、そういった取組も合わせて、OECM日本版を考えしていく中で取り入れていっていただけたらと思います。

また一番必要なことはデータの整理、共有と思います。先日ニューヨーク市のG I Sスペシャリストの方とオンライン会議をさせてもらっていたんですが、やはり部局間でのデータを共有し始めてからが効率的にも戦略的にも進み、官民連携が進んだというお話をいただきました。それは生き物の種類ということだけではなくて、地域連携をどうしていくかなどさまざまな種類のデータの蓄積です。今日はチャットのほうで事例のお話も出ていましたけれども、そういったことも含めてデータを共有していくということです。やはり数値目標を示すことは効果的、効率的な保全のためには必須事項です。私たちが関わっている例えば都立公園などではデータを取ってモニタリングをしていますが、管理者が違うと実施していかなかったりします。共通で使えるデータをみんなで蓄積していくという流れを作っていく必要が一番根本にあるかと思います。

また日本企業は大きな力があると思います。私たちもSDGsの関連で企業のみなさまからさまざまな御相談を受けているところですが、ESG投資を見据えての情報開示というところでは、こういった地域活動に企業も一緒になって取り組んでいく。技術支援や資金、労力の提供など多様な参画の仕方があると思います。これについてもプラットフォームに情報が集まり、必要な場所にマッチングしていくという流れができれば、非常に大きな力になっていくと思います。長くなりましたが、以上になります。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。では続けて土屋委員、お願ひします。
- ・ 土屋委員 ありがとうございます。今日の御説明でかなりいろんなことが分かったのですが、私自身国際条約に対応するためだけだったらあまり意味がないなと思ったんですが、それをきっかけにしてさまざまな保全の試みがやりやすくなつて広がっていくような、そういう形にこれをきっかけにしてやっていけたらいいなと思っています。2点ですが、1つは今佐藤さんが言われたこととかなり関わるので1つに変えようかなと思います。これはなかなか取り組むのが大変なので、普通こういうところで言う機会のない話なんですが、日本の場合、今日の事例の報告の中でもいろんなところで結局その絡みのことが出ていました。土地所有権の力が非常に強いということが、例えばあるときに試みとしてやれても所有者がだめと言ったら全部崩れてしまうということがよくあるわけです。そのところをどうしていくかというのが、非常に重要な部分だと思います。

例えばここでナショナルトラストの話が出ていましたけれども、アメリカのほうではランドトラストというナショナルトラストを上回りはしないけれども、かなり強力な運動が行われています。そこで制度的に見ると保全地役権というのがあって、所有権とは別に地役権というのは地面の地に役割の役です。Conservation Easementという言い方をしますが、そういった制度ができるることによって例えば農業とか林業をしながらも保全というのを行えるようなそういう協定を結んで、それをちゃんと法的に登録していくような形。そのことによって取得価格もかなり安く抑えることができるという仕組みができています。アメリカのようにかなり土地所有権が強い国でもそういうことができるわけなので、日本の場合も研究ベースでは少しづつ進んできているんですけども、そういうものについて少しこの機会に議論ができたらいいなと思っています。まずこれだけにしておきます。ありがとうございました。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。では続けていきます。広田委員、お願ひします。
- ・ 広田委員 私のほうからは2点申し上げたいと思います。里地里山とか農村の自然環境の維持保全にとって、今回の仕組みは使いようによっては有用な仕組みになるのではないかと期待している面があります。というのは、皆さん御承知のとおり、基盤整備された水田以外の農地にはまだ良い環境が残っていて、特に田んぼ周りに貴重な生

き物がまだいます。そういうところに光を当てて保全できるような方向に持っていくのではないかという期待があります。

農業政策の中にも中間山地域の直接支払とか多面的機能支払という制度があって、生物多様性の保全に必要な費用を補填できる仕組みがあるのですけれども、実際には必要なところが外れている場合も多々あります。多面的機能支払といいながら、実は農地や水路の維持管理が主になっていて、せっかくの環境保全に十分に生かされていないという実態があるわけです。

そういうところにも、このOECMをうまく使えば、いわゆる里地里山、特に里地に当たる部分の二次的自然の保全にうまくつながっていけるのではないかという感じがします。

2つ目はそのためにもやはり仕組みが重要なと思っていました。農業生産に支障が出る、あるいは出かねないと思わせるような仕組みになってしまふと、そもそも登録自体が避けられてしまう可能性があると思います。なので、農業者とか所有者にも何らかのメリットがある、あるいはインセンティブを引き出すような上手な仕組みにする必要だと思います。農業者とか所有者は過剰反応をしますので、生物多様性の視点から登録ということになると、今の農業がやりにくくなるのではないかと、反射的にそういう反応がでてしまう恐れがあるからです。そこら辺の仕組みとか、プロセスとか、そういうのにちょっと配慮が必要かなと思いました。以上2点です。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。それでは、委員の最後ですけれども藤倉委員、お願いします。
- ・ 藤倉委員 ありがとうございます。今日の検討会に参加して、少なくとも私の理解は深まりました。どうもありがとうございました。私からは幾つかあります。

まず1つ目ですけれども、このOECMを用いることによって、こんないいことがありますという理想の姿をまず描くということが最初に重要かと思います。これからいろいろな人に説明するに当たって、そこはまず欠かせないことだと思いました。

2つ目、この意義についてですけれども、OECMを積極的に適用することによって、少なくともSDGsへの貢献というのも出てくると思ったのでそれを提示しても良いと思います。

3つ目、これは今いろいろな事例を教えていただきましたが、それを見るにしたが

って、海でこの OECM をどのように活用するのかということは非常に難しいように改めて思いました。少なくとも海では陸上のように、いろいろな情報が可視化できている状態ではない、科学的な情報も著しく不足しているという状況です。あと、OECM の定義に従って例えば黒潮とか、親潮で植物プランクトンの生産が豊かな場所というのは日々変化していくので、そういった場所をもし使うとしたらどうしたらいのだろうかとか、あとは先ほど言いましたが海では科学的な情報が少ないので、海の habitat map 的な情報があまりにも少ないため、したがって科学的研究の推進というのが今後も重要だと思いました。例えば海で禁漁区を OECM でおっしゃっていたこともありましたけれども、私の理解では恐らく日本の沿岸というのは、禁漁区も含めて全てもう保護区になっていると思いますので、すぐにそれは使えないと思います。先ほどありましたけれども、陸上も海も含めて現在の日本の protected area、保護区の地図を共有していただきたいと思います。以上です。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。渡辺委員は先ほど発言いただいたので、私のはうも少しだけですけれども。途中でも言いましたけれども、この OECM を機会にいろいろな生息地で孤立している生物の個体群をつなぐコリドー的な役割、生態系のネットワークの構成に関わっていくようになればよいと思います。それから対象地として今日は発言に出なかったんですけども、里地里山の生物が今どこに残っているかというと実は自衛隊演習地であることも多いんです。少し自衛隊演習地という視点も考えていただきますようお願ひいたします。

長くすると終わらなくなってしまうので、私はそのくらいにしておきます。実はチャットのほうでも密かに盛り上がっているようです。後で、済みませんけれども事務局には、チャットのコピーを委員のほうに共有していただけますでしょうか。お願いいたします。先ほど言いましたように今日は聞きっぱなしにしたいと思います。これを受けて環境省、事務局のほうで御検討をいただいて次回まとめて回答する。あるいは新しい提案をしていただければというふうに思っています。委員の皆さんも勉強会のメンバーもそうですけれども、言い忘れたことがあるのではないかと思います。いつまでがよろしいか、後で事務局よろしくお願ひします。メールで結構ですので、事務局のほうにこんなことを言い忘れましたというのがあったら、お伝えいただければと思います。そうしましたら 10 分ほど過ぎてしましましたけれども、議題は以上です。その他のところ、事務局、ございますか。

- ・ 事務局・河野 特にございません。
  - ・ 石井座長 それでは以上強引にここで終了にさせていただいて、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。
  - ・ 三橋委員・チャット 佐藤さん：いきものログを活用ください。これなら、メンバー限定で非公開で共有できます。公開しても問題ない部分は公開すると多くの人で共有できます。一部の自治体では利活用されています（丹波市や福岡市など）。
  - ・ 佐藤委員・チャット 三橋さん、重ねての情報、ありがとうございます。
  - ・ 西廣委員・チャット 効果的なOECM設定のためには、ボトムアップ的なアプローチと、広域的な視点からのトップダウンアプローチの両方を組み合わせることが重要だと思います。本日はボトムアップ的な視点から話題提供させていただきましたが、保護区設定ツールの開発や保護区で欠落する種の分布解析（ギャップ解析）などについても環境研では関連の研究がありますので、ご活用いただければ幸いです。
- 
- ・ 事務局・河野 石井座長、ありがとうございました。それでは最後に環境省自然環境計画課、植田課長より挨拶をいただきたいと思います。
  - ・ 環境省・植田課長 環境省の計画課長植田でございます。長い時間ありがとうございました。しかも時間が足りなくて申しわけありませんでした。石井委員長からブラックボックスでわからない中議論をするというおしゃかりをいただいたんですけども、基本的にはこの調査自体が今年度からあと2年ぐらいをかけて検討いたします。出口としては、当然途中も出てまいりましたけれども、新しい仕組みの検討とか認証とか認定、いろんな可能性を含めてこういったことを出口として検討していきたいんですけども、まずはどういった意義があるのかとか、どういった課題があるのかというところをとにかく、もう真っ白なところで自由に御意見をいただいたほうが今後の参考になるかなということで、委員長の仕切りありがとうございました。大変有意義な御意見をいただいたものと思っております。難しい御意見もいただいたと思っております。これらを次の、あるいはまた次の議論あるいは勉強会の中での具体的な議論にもつなげていきたいと思っております。長い申しぬけないんですけども、一言だけこの検討会にかける私の思いだけをお伝えして締めたいと思います。

この検討会は長年のいわゆる自然環境行政の中では長年の思いというか、夢というものがありました。といいますのも、座長も御承知のとおり、保護区か白地かという

意味では保護区のほうが進んできましたけれども、保護区以外のところがなかなか施策としては進んでいないのではないかとずっと言われてきました。でももはや実は保護区、二律背反というか、二者択一ではなくなってきたと思うんですけども、白地でどうやっていくかということで重要里地里山とか重要湿地とかそんなことを検討して、そこからの普及啓発というところでいろいろやってきた歴史があります。その歴史の中でもまだまだ足りないというところもあって、それはやはり今回自然環境保全指針の中でも書いていますけれども、ネットワークのような形で保護区、白地それぞれ質を高めてそれぞれネットワークをしていくということしかないかなと思っています。今後の少子化を踏まえると、1つだけに頼るとか1つのプレイヤーだけに頼るということではなくていろんなプレイヤーが相互連携して高めていくということが、ネットワーク化していくということが今後の方向かなという中でついにこれが出てきました。ちょうどいいことにというのはあれですけれども、国際的にも CBD の中でこういった OECM の話題が出て、これがある意味圧力にもなって日本でも具体的に検討をする必要に迫られてきたということだと思います。

せっかくの機会ですので、関係省庁さんも含めて皆さん納得できるような形でいい仕組みに出口としてはなって議論していきたいというふうに思っておりますので、ぜひこれから少し長いお付き合いになるかもしれませんけれども、ぜひともよろしくお願い申し上げて、すみません、長くなりましたが本日は本当にありがとうございました。

- ・ 事務局・河野 ありがとうございました。本日の検討会の御意見については年明け1月8日金曜日ごろまでに御連絡をいただければと思います。事務局宛てのメール等で御連絡いただければと思います。

それではこれをもちまして令和2年度第1回民間取組等と連携した自然環境保全(OECM)のあり方に関する検討会を閉会させていただきます。なお、次回の検討会は3月を予定しております。委員の皆様には改めて日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。本日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

### 【欠席委員からのご意見】

竹ヶ原 啓介 委員（株式会社日本政策投資銀行 執行役員）

- ・ 自然環境保全を図るうえでの位置づけ、来るポスト 2020 の数値目標達成を考えた場合の重要性など、金融業界の人間にも OECM の意義がよく理解出来る内容でした。
- ・ 資料 3 を通じて、保全を一義的な目的とはしていない管理による自然環境保全活動が、様々なアクターが関与する形で実践されていること、その一環として、企業緑地が活用されている事例があることが理解出来ました。日本製紙の社有林の一部を対象とする保護協定、トヨタ自動車のテクニカルセンターにおけるミティゲーション、複数企業が連携した知多半島グリーンベルト再生など、その形態も多様であり、日本における OECM のあり方を考えるうえで企業に着目する理由もよく理解できました。
- ・ 生態系のネットワークを維持・強化するうえで、純粋な保護地域に加えて、OECM のようなエリアが増加することの重要性は議論の余地もないと思われますが、同時に、これを事業活動や企業価値と直接的に結びつけることの難しさも否定しがたく、自主性に任せていっては、少なくとも企業が自ら進んで OECM の維持・拡大に取り組むとは考えにくいと思われます。
- ・ このため、何らかのインセンティブ付けが必要になると思います。企業による OECM への取り組みは以下の 2 つに大別可能と考えます。
  - ①事業活動とは一線を画す、地域貢献事業など、いわゆる CSR 活動としての OECM
  - ②事業活動の一環として、取り組みが企業価値の増大につながるという動機に裏付けされた OECM
- ・ 前者は、資料 3 でも紹介されているような、ステークホルダーとの連携を重視する意識の高い企業が主体であり、直接的な経済性が動機ではありません。歴史的背景や経営者の理念など個別性も大きく、こうした取り組みを一般化して拡大・横展開していくというアプローチは現実的ではないと思います。
- ・ 多くの企業を OECM 保全に参加させようとすれば、理想は、後者になります。この点、資料でも言及されているように、近時、企業の非財務的な価値に着目する ESG 投資の主流化が急速に進んでいる点はフォローだと思います。金融市場から評価を得られる（時価総額の増加、借入条件の改善等）は、企業にとって強力な経済的インセンティブになるからです、すると、次の課題は、ESG 金融のロジックに OECM への取り組みをどのように織り込めるかという点になります。

- ・ ESG 金融が非財務情報に着目するのは、不確実性を伴う長期に亘って投資先のビジネスモデルが持続可能かを判断するためです。ごく短期の収益予想であれば、直近の結果を示す財務情報に基づく判断で十分ですが、10 年単位で先を展望しようとすれば、これに加えて、企業の様々な側面を評価する必要があるという趣旨です。このため、どんな非財務情報が投資先の将来に影響するかは個別に判断する必要があります（マテリアリティの特定）。このロジックに併せて OECM への取り組みがマテリアルであると評価されれば、ESG 投資がインセンティブになる可能性はあります。この点についての議論を深める必要があるように感じます。治水や景観・文化財保護が結果的に OECM の保全につながっているという解説がありましたが、マテリアリティを考えるうえで大変示唆に富むご指摘だったと思います。
- ・ ESG 金融との接点は、もちろん、上記に限定されるものではありません。例えば、OECM として保全することが税制上優遇されるとか、地域循環共生圏の一要素となることで自治体からの支援（補助金、固定資産税の減免、公共事業発注上のメリット etc.）の対象になるなど、公的支援と関連づけると、上記のロジックと離れて金融からもポジティブな評価が得られると思います。もっとも、この場合は、金融以前に企業にとって経済的なインセンティブが生じている訳ですから、ことさら ESG を持ち出す話でもないかもしれません。

以上